

## 町名地番変更に伴う住所変更手続きについて

町名地番変更が行われますと、住民基本台帳、印鑑登録原簿、選挙人名簿などの住所欄、戸籍簿の本籍欄、土地・建物登記簿の表題部の所在欄などについては、市役所・法務局等が変更しますが、みなさまご自身で住所変更の手続き等をお取りいただく主なものとして、次のものがあります。

\*手続きに必要な住所変更証明書は、個人のものについては市民課（電話2998-9087）及び各出張所で、法人のものについては文書行政課（電話2998-9043）で、無料で発行します。

### 住所変更手続きが必要な主なもの

項目 (なにを)	対象者 (だれが)	申請届出先 (どこへ)	期限 (いつまでに)	必要書類等 (なにをもって)	問い合わせ先 (電話番号)
年金	国民年金・厚生年金を受給している方	社会保険事務所	変更後14日以内	年金証書、印鑑（市役所・出張所に備え付けの住所変更はがきを社会保険事務所に郵送していただいても可）	所沢社会保険事務所年金給付課 (2998-0100)  国保年金課 (2998-9131)
	共済年金を受給している方	各共済組合	各共済組合にお問い合わせください		
	厚生年金・共済組合加入者及びその配偶者	勤務先	変更後14日以内	勤務先にご確認ください	
	※国民年金加入中の方は、市役所から社会保険事務所に連絡します。				
身体障害者手帳	お持ちの方	市役所 障害福祉課	市役所においで の時	手帳、印鑑	障害福祉課 (2998-9116)
療育手帳	18歳以上の方	市役所 障害福祉課	市役所においで の時	手帳、印鑑	障害福祉課 (2998-9116)
	18歳未満の方	市役所 子ども支援課	市役所においで の時	手帳、印鑑	子ども支援課 (2998-9124)

項目 (なにを)	対象者 (だれが)	申請届出先 (どこへ)	期限 (いつまでに)	必要書類等 (なにをもって)	問い合わせ先 (電話番号)
精神保健福祉手帳	お持ちの方 (家族可)	保健センター 成人保健課	変更後速やかに	手帳、印鑑	成人保健課 (2991-1811)
通院等によって受ける精神障害の医療に係る受給者証	お持ちの方 (家族可)		変更後速やかに	受給者証	
顔写真付き住民基本台帳カード(ＩＣカード)	申請し交付を受けている方	市役所市民課 または出張所	市役所または出張所においての時	顔写真付き住民基本台帳カード	市民課 (2998-9087)
外国人登録証明書(カード)	お持ちの方	市役所市民課	市役所においての時	証明書(カード)	
所沢市一般廃棄物処理業許可証	お持ちの事業者	市役所 廃棄物対策課	変更後 更新時でも可	許可証	廃棄物対策課 (2998-9146)
図書利用券	お持ちの方	図書館本・分館	変更後速やかに	利用券	所沢図書館 (2995-6311)
氏名等変更届出書 (大気汚染防止法、騒音規制法・振動規制法・水質汚濁防止法、埼玉県生活環境保全条例、所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例)	対象事業者	市役所 環境対策課	変更日より30日以内	届出書を提出(郵送可) 届出用紙を事業者に送付可。	環境対策課 (2998-9230)
運転免許証 (住所の変更)	お持ちの方	所沢警察署	変更後速やかに	運転免許証 住所変更証明書 (市で発行するもの)	所沢警察署 (2996-0110)
運転免許証 (本籍の変更)				運転免許証 本籍変更証明書 (市で発行するもの)	

項目 (なにを)	対象者 (だれが)	申請届出先 (どこへ)	期限 (いつまでに)	必要書類等 (なにをもって)	問い合わせ先 (電話番号)
自動車検査証	所有者または 使用者	所沢自動車検査登録事務所	変更後速やかに	自動車検査証、印鑑、住所変更証明書（市で発行のもの） * 変更申請書代 30 円が必要	所沢自動車検査登録事務所 (2998-1600)
旅館業許可証 公衆浴場営業許可証 理容所確認済書 美容所確認済書 クリーニング所確認済書	営業者	所沢保健所	変更後速やかに	許可証または確認済書、印鑑 住所変更証明書（市で発行するもの）	所沢保健所 生活衛生・薬事担当 (2922-2167)
労働保険	事業主	所沢労働基準監督署	変更日の翌日から起算して10日以内	名称・所在地等変更届を提出	所沢労働基準監督署労災課 (2995-2555)
労災年金（傷害・障害・遺族）	年金を受給している方		速やかに	住所・氏名変更届を提出（市で発行する住所変更証明書を添付）	
不動産登記簿	土地・建物の登記簿上の所有者	さいたま地方 法務局所沢支局（地区外は管轄する法務局）	必要が生じたとき（売買、贈与、抵当権設定・抹消等）	登記申請書 印鑑（認印） 住所変更証明書（市で発行するもの） * 証明書を添付すれば、登録免許税免除	さいたま地方 法務局所沢支局 (2992-2677)

項目 (なにを)	対象者 (だれが)	申請届出先 (どこへ)	期限 (いつまでに)	必要書類等 (なにをもって)	問い合わせ先 (電話番号)
商業・法人登記簿	会社・法人の 代表者	さいたま地方 法務局所沢支 局（地区外は 管轄する法務 局）	本店所在地（変 更後 2 週間以 内） 支店所在地（変 更後 3 週間以 内）	登記申請書 会社・法人の代表 者印 登録免許税の非課 税証明書（市で発 行する住所変更証 明書等） * 証明書を添付す れば、登録免許税 は免除。添付がな い場合は有料。	さいたま地方 法務局所沢支 局 (2992-2677)
軽自動車自動車検 証	軽自動車の所 有者または使 用者	軽自動車検査 協会埼玉事務 所所沢支所	変更後速やかに	自動車検査証記入 申請書（OCR シー ト）第 1 号様式ま たは専用 2 号様式 （専用 2 号様式は 使用者、所有者、 住所変更専用）、 車検証、住所変更 証明書（市で発行 するもの）、使用 者印、所有者印 （手数料は無料） * 申請書代 40 円が 必要	軽自動車検査 協会埼玉事務 所所沢支所 049-258-8011  テレフォンサ ービス 049-258-8018
パスポート	お持ちの方	—	—	ご自分で住所欄を 訂正してくださ い。	

\* 詳しくは、各担当課・取扱機関へお問合せください。

\* 上記以外の免許証、健康保険証、許認可証、預金通帳、クレジットカードなどをお持ちの場合は、それぞれの機関等にお問合せください。なお、勤務先、学校（市内小中学校を除く）などへの連絡もお忘れなく。

次のものは、住所変更手続きが不要です。

項目	担当課が行う事務	担当課（電話番号）
国民健康保険被保険者証	更新時に新住所のものを送付	国保年金課（2998-9131）
国民健康保険退職被保険者証		
国民健康保険高齢受給者証		
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	更新時に新住所のものを発行	
国民年金第1号被保険者	市役所から社会保険事務所に報告	
老齢福祉年金受給者	市役所から埼玉社会保険事務局に報告	
乳幼児医療費受給者証	該当者に新住所のものを送付	福祉総務課（2998-9113）
重度心身障害児等医療費受給者証		
重度心身障害者医療費受給証明書		
ひとり親家庭等医療費受給者証		
老人保健法医療受給者証		
介護保険証	該当者に新住所のものを送付	介護保険課（2998-9420）
介護保険標準負担減額認定証		
介護保険特定標準負担減額認定証		
介護保険利用者負担額減額・免除認定証		
訪問介護利用者負担額減額認定証		

項目	担当課が行う事務	担当課（電話番号）
入札参加資格申請		契約課（2998-9058）
集団資源回収団体登録	報償金申請時に新住所で申請受付	廃棄物対策課（2998-9146）
所沢市下水道排水設備指定工事店証	更新時に新住所のものを交付	下水道総務課（2998-9213）
下水道排水設備工事責任技術者証		
公共施設利用者カード		生涯スポーツ課（2998-9248） 生涯学習センター（2924-2954）